

とよなかしりつしょうがっこう たぶれっとかつよう るーる 豊中市立小学校『タブレット活用のルール』について

令和3年(2021年)2月1日

とよなかしきょういくいいんかい
豊中市教育委員会

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレットを上手に活用していくことが大切です。タブレットはみなさんの学習に役立てるための道具です。便利な道具ですが、使い方によっては心配されることもたくさんあります。そのため、豊中市では、『タブレット活用のルール』を定めました。みんなでこのルールを守り、タブレットを「安心・安全・快適」に学習に活用、学びを深めていきましょう。

※保護者の皆様におかれましては、本ルールをお子さまといっしょにご覧いただき、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

1 目的

- 学校から配付されるタブレットは、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わることだけに使います。

2 使用する場面

- 学校活動と家庭だけで使います。
- 登下校中は、タブレットをランドセルやカバンの中に入れておきます。
- なくしたり、ぬすまれたり、落としてこわしたり、水にぬらしたりしないように十分に気をつけます。
- もったまま走ったり、じめんにおいたりしないようにします。
- カバンの下においたり、カバンの底に入れておいたりしないようにします。
- 水にぬれるところ、しっけの多いところ、日光の下やストーブの近くなどにはおかないようにします。
- 画面には指でふれます。えんぴつやペンでふれたり、落書きしたり、じしゃくをひっつけるなどは絶対にしません。よごれた手でさわらないようにします。
- カバーを付けたまま使います。使わないときはカバーをとじておきます。

3 学校で使う場合

- 学校でタブレットを使うときは、学校の指示をよく聞きます。
- 休み時間や放課後、校外での学習で使う時も、学校からみとめられたこと以外に使いません。

4 家庭で使う場合

- 使う時間は家の人とよく話し合い、長時間使用せず細かく休けいしながら使います。
- 夜遅くまで使わないようにしましょう。寝る時刻の30分前は使わないようにします。
- 1ヶ月に使える通信量には制限があるので気を付けましょう。
- タブレットのそばで食べたり飲んだりしないようにします。
- 家庭におけるタブレットの使用は貸与された児童に限ります。

5 保管

- 学校での保管は、各教室の充電保管庫に入れます。
- 家庭で保管するときは、こわれたり、なくしたりしないように家の人の目の届くところに置いておきます。

6 健康のために

- タブレットを使うときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。
- 30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。暗いところでは使わないようにします。
- ヘッドフォンをつないで使うときは、大きすぎる音にならないように音の大きさに気をつけます。

7 安全な使用

- 学習に関係のないウェブサイトやアプリに絶対にアクセスしません。(インターネットへの接続については、履歴が残ります)
- インターネットには一定の制限がかけられています。

8 個人情報等

- 自分のタブレットを他人に貸したり、使わせたりしないようにします。
- 学習ドリルソフトや授業支援ソフトを使用する際に使う自分のIDをほかに人に教えないようにします。
- 自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号、写真など)はインターネット上に絶対に上げません。
- 相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。

9 写真や動画の撮影

- 個人情報保護の観点から、写真や動画は絶対に撮りません。

10 データの保存

- 学校のタブレットで作ったデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画など)は、学習活動で許可されたものだけ保存します。

11 設定の変更

- 先生や修理する人が使いにくくなるので、デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などのタブレットの設定は、勝手に変えないようにします。アプリの削除はしません。
- 画面の明るさを設定して、見やすくする設定は、各自で行ってもかまいません。

12 トラブル

- 学校内で使っているときに、タブレット本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元に戻らないときは、すぐに学校に知らせます。
- 家庭で操作方法がわからない時やこわれた時は次のところに電話します。

【 Apple Care for Enterprise (ACE) 】

TEL 0120-99-6477 →◎対応時間 平日 9時～18時(祝日除く)

TEL 0120-27753-5 →◎対応時間 平日18時～21時(祝日除く) および 土日祝日 9時～21時

- 故意に設定変更をするなどして、タブレットに不具合が生じた場合は、もとに戻すための作業にかかる費用を家庭で負担していただくことがあります。故意に破損・紛失した場合も同様です。
- その他、困ったことがあったら、学校に相談しましょう。

13 使用の制限

- 目的外に使用した場合や豊中市立小学校『タブレット活用のルール』が守れないときは、タブレットを使うことができません。